

総会参考書類等の電子提供が始まります。

令和6年1月1日以降に開催する総会から、「総会参考書類等」の提供は、機構から会員の皆様に書面を送付する方法から、会員の皆様が当機構ホームページの会員サイトにアクセスして閲覧いただく方法(以下、「電子提供措置」という。)に変更されました。「総会参考書類等の電子提供措置と議決権行使に関する手続きマニュアル」を当機構ホームページ会員サイト (<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>) に掲載いたしましたのでご確認ください。

なお、電子提供措置開始後の議決権行使等のお手続きの注意事項につきましては以下のとおりですが、電子提供措置の利用には

- ① 会員サイトにログインするための会員 ID 及びパスワードの設定(下記 1)
- ② 議決権行使担当課[※]の電子メールアドレスの登録(下記 2. ②)
- ③ 議決権行使担当課の変更がある場合にはその申し出(下記3)

が必要になります。会員サイトへログインするための会員 ID・パスワードや、議決権行使担当課のメールアドレスの登録に関するお問い合わせ、議決権行使担当課の変更等はこちら <https://forms.gle/1Wn5KPVBEf5Z19ev5> からご連絡ください。

※議決権行使担当課 … 毎年配布している会員名簿に記載の「担当部課」です。

1. 総会参考書類等の閲覧について

総会参考書類等は当機構ホームページ会員サイトに掲載します。会員サイトへのログインには、会員 ID 及びパスワードが必要です。(各会員に付与されています。)

火災共済委託契約担当課が複数ある場合、皆さんが総会参考書類等を閲覧することができますが、議決権は従来どおり1会員につき1個ですのでご注意ください。

2. 総会開催に際し、次の方法で総会参考書類等の電子提供についてお知らせします。

① ホームページ

総会の 3 週間前までに、当機構ホームページのトップページ及び会員サイトのトップページの「お知らせ」欄にてお知らせします。

② 電子メール

総会の 3 週間前までに、当機構に登録されている電子メールアドレス(オンライン申請システムにログインするための ID として登録されている電子メールアドレスです。)へ、お知らせをお送りします。議決権行使担当課の電子メールアドレスを登録しているかご確認ください。

③ 総会招集通知

総会の2週間前までに、書面にて総会招集通知を発送してお知らせします。従来どおり各会員の議決権行使担当課のみ(1会員につき1通のみ)にお送りします。

3. 総会への出欠回答及び議決権の行使について

出欠の回答及び議決権は1会員につき1個です。

2. ①のホームページへの掲載、2. ②の電子メールの送付に当たっては、機構が把握している議決権行使担当課の一覧を併せてご提供します。ご確認のうえ、議決権行使担当課のみ「出欠の回答」及び「議決権の行使」をされますようお願いいたします。

また、議決権行使担当課の変更がある場合には、当機構にご連絡ください。

(注1) 出欠回答書は、総会への出席、欠席にかかわらず、「出欠回答書」に必要事項を記載してご提出ください。

(注2) 「出欠回答書」及び「議決権行使書」は、2. ①のホームページに掲載したものを印刷したものでも、2. ③で通知したものに同封したものでもご利用いただけます。

(注3) 電子提供措置の詳細については、

(<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>) をご覧ください。

電子提供措置に変えて、書面の交付を請求することが出来ます。

【お問い合わせ】

会員サイトへログインするための会員 ID・パスワードや、議決権行使担当課のメールアドレスの登録に関するお問い合わせ、議決権行使担当課の変更等のご連絡は、下記にお願いいたします。

<https://forms.gle/1Wn5KPVBEf5Z19ev5>